

## 海外ピックス 法のトピックス

### ネーダーグループの原子力発電所閉鎖の訴訟

無氣味な「Friends of the Earth(地球の友だち)」と呼ばれる環境保護組織「エネルギー危機」がささやかれる中で、原子エネルギーの存在が検討しながらされようとしているが、米国では、さる五月末、「現在操業中の原子力発電所は危険きわまりないため、ただちに閉鎖せよ」という民事訴訟がニューヨーク連邦地方裁判所(Federal District Court)に出され、現在、その口頭弁論が進められている。

○箇所の原子力発電所の閉鎖を求めていたのは、『消費者運動の旗手』として日本でも知られたラルフ・ネーダーといふ人物だ。一九ページにわたる訴状は、

「米国のAEC(Atomic Energy Commission=原子力委員会)は、原子力法(Atomic Energy Act)に違反して、過去数年間、安全性をいちじるしく欠いた原子力発電所の操業認可を与えてきた。このため、周辺地域の住民は、広島に落された原子爆弾の数千倍にも匹敵する放射能汚染の危険にさらされている。」

建設計画がこのように大幅な立ち遅れをみせており、第一の原因は、いうまでもなく安全性となる動力炉の一種、軽水炉が原子力法で定められた安全基準を満足させるものではなく、それゆえ、同炉を使用している原子力発電所は閉鎖の対象になるといふ。

この訴えを出したのは、『消費者運動の旗手』として日本でも知られたラルフ・ネーダーといふ人物だ。

米国で原子力発電所第一号が稼動したのは一九五一年。当時

発電所の閉鎖そのものを求めているだけに、問題は大きく、かつ複雑だ。

ラルフ・ネーダーらが訴訟の

操作されているため、これを停止するいかなる理由も見当たら

ない。動力炉についてさまざま

な意見があつてしかるべきだ

としながらも、「AECはその

さまざまな意見を拝聴する用意

がある」と低姿勢だ。これはA

E Cの委員の中にも、ラルフ・

ネーダーらのグループに同調す

るもののがいるためとみられて

いる。

今回、閉鎖を求められた原子

力発電所はニューヨーク州など

一二州にまたがり、その供給電

力も全米需要の約三%を占める

に過ぎないが、判決の結果によ

っては、米国の原子力計画にま

たも後退を余儀なくさせ、エネ

ルギー転換の問題を一層窮屈に

追い込みかねないことになる。

(A)